

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和3年10月12日

中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input checked="" type="radio"/> 知事 <input type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	青森県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	4
5. 独自利用事務の事例番号	113-1-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/soumu/gyokei/mynumber_dokuji01.html">http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/soumu/gyokei/mynumber_dokuji01.html</a>

執行機関名 青森県知事

知事等(教育委員会)が行う高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せてその他の給付等を実施している事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	私立の高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図るための事業であって規則で定めるものの実施に関する事務であって規則で定めるもの(学び直し)
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例 別表第1の3の項 私立の高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図るための事業であって規則で定めるものの実施に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号) 第1条	青森県私立高等学校等学び直しへの支援金交付要綱 第1
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	【青森県私立高等学校等学び直しへの支援金交付要綱】 県は、私立高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、予算の範囲内において、高等学校等を退学した後、再び私立高等学校等に入学し学び直しをする生徒等に対し、青森県私立高等学校等学び直しへの支援金(以下「学び直しへの支援金」という。)を支給することとし、その支給については、青森県補助金等の交付に関する規則に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。
⑦独自利用事務の関連規範		青森県私立高等学校等学び直しへの支援金交付要綱